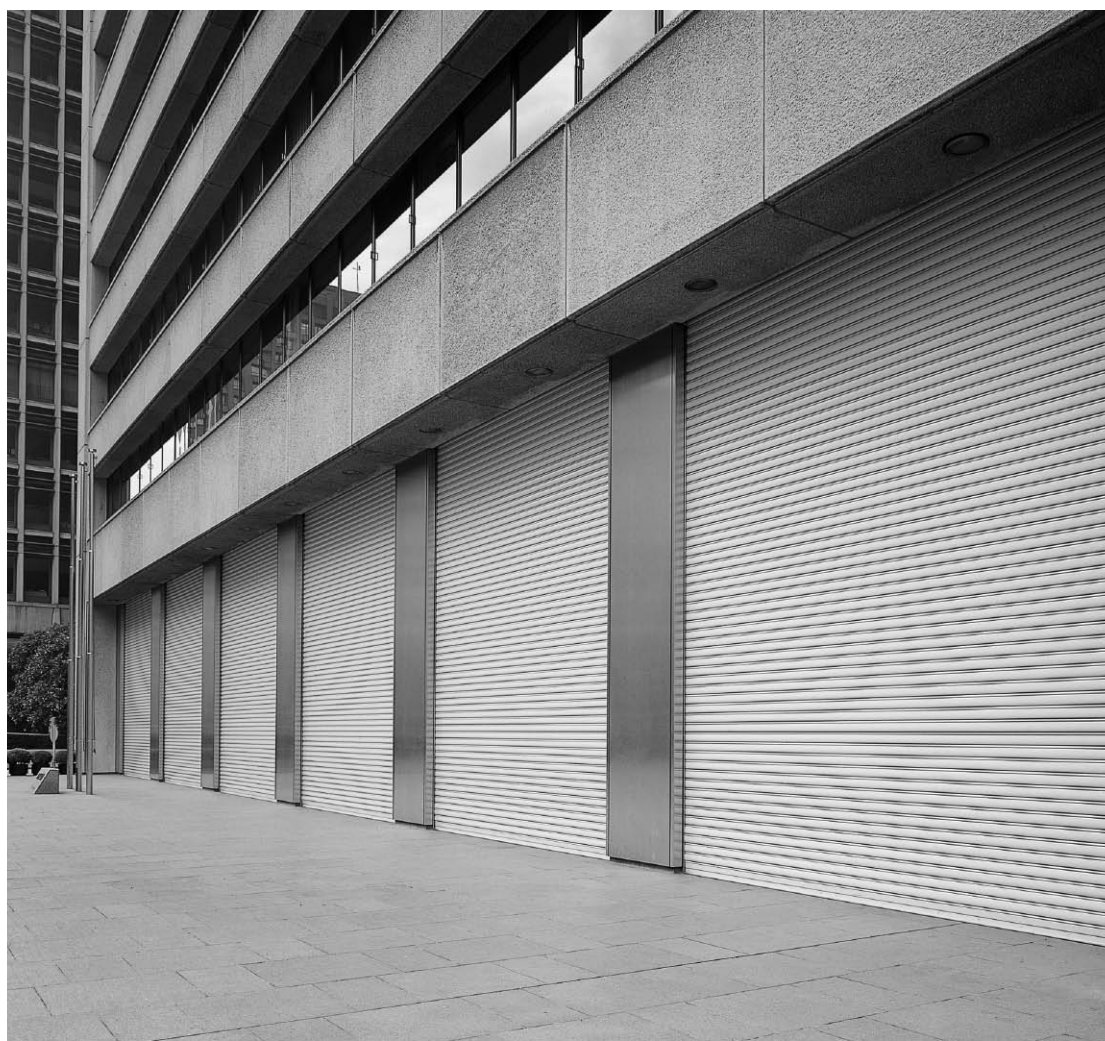


重量シャッター

取扱説明書



この取扱説明書をよくお読みの上、正しくご使用ください。
また、取扱説明書は直接ご使用になる方へ必ずお渡しください。

このたびは、LIXIL 鈴木シャッターの製品をご採用いただき、ありがとうございます。

シャッターを安全にお使いいただくために、この「取扱説明書」をお読みいただき、正しいお取扱いをお願いいたします。

目 次

1.シャッター各部の名称	1
2.シャッターの通常開閉操作(管理用シャッター)(防火・防煙防火シャッター)	2
3-1.TAD20/TAK20開閉機の停電時の操作方法 手動ハンドル式:あける場合	3
3-2.TAD40/TAK40開閉機の停電時の操作方法 手動ハンドル式:あける場合	4
3-3.TAD75/TAK75開閉機の停電時の操作方法 手動ハンドル式:あける場合	5
3-4.TAD20・40・75/TAK20・40・75開閉機の停電時の操作方法 手動ハンドル式:しめる・とめる場合	6
3-5.TAD20・40・75/TAK20・40・75開閉機の停電時の操作方法 手動チェーン式:あける場合	7
3-6.TAD20・40・75/TAK20・40・75開閉機の停電時の操作方法 手動チェーン式:しめる・とめる場合	8
4.非常時の操作と復帰方法 手動閉鎖装置	9
5.ご使用上の注意(▲警告)	10
6.ご使用上の注意(▲注意)	11
7.ご使用上のお願い 自主点検(日常点検)	12
8.ご使用上のお願い 定期点検のおすすめ・商品保証について	13

下記マークの表示部につきましては、十分注意してお読みください。



次のような注意を守らないと、人身事故の原因となり、大変危険ですので絶対におやめください。

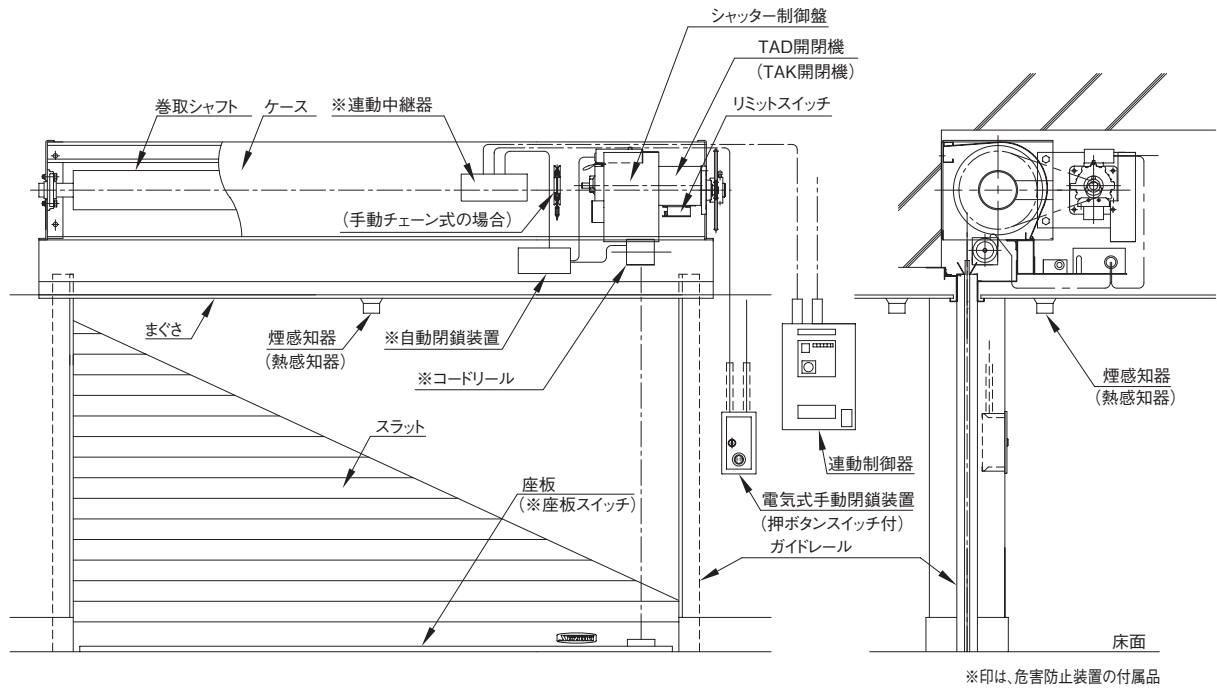


次のような使い方をしますと、人身事故又は器物破損の原因となりますのでおやめください。

1

シャッター各部の名称

本図は、防火・防煙防火シャッターを示します。



●管理用シャッター

主に建物の出入口に戸締り用として用いられ、通常毎日開閉を行なうシャッターです。

●防火・防煙防火シャッター

防煙防火シャッターは、防火シャッターの機能と遮煙性を兼ね備えたもので、法に規定する性能を満たしているシャッターです。煙感知器(熱感知器)が火災の発生を感知すると、連動制御器にコントロールされて、防火・防煙防火シャッターが降下し防火区画を形成します。

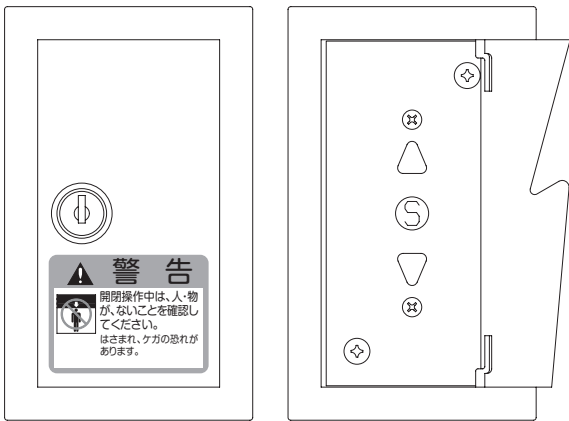


2

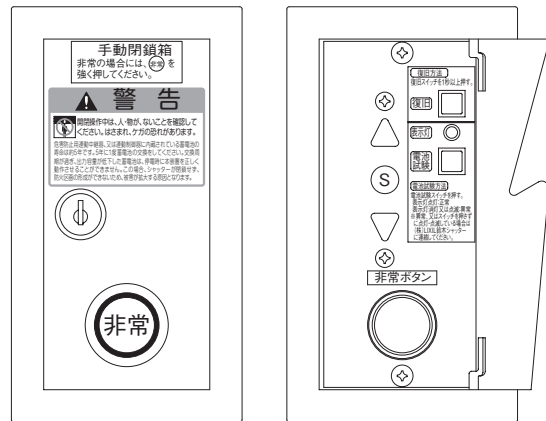
シャッターの通常開閉操作

管理用シャッター／防火・防煙防火シャッター

管理用シャッター



防火・防煙防火シャッター



警告ラベル

警告

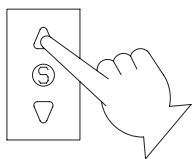
開閉操作中は、人・物が、ないことを確認してください。
はさまれ、ケガの恐れがあります。

警告

開閉操作中は、人・物が、ないことを確認してください。はさまれ、ケガの恐れがあります。

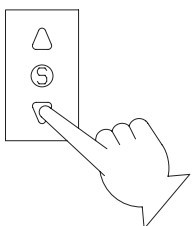
危害防止用連動中継器、又は連動制御器に内蔵されている蓄電池の寿命は約5年です。5年に1度蓄電池の交換をしてください。交換周期が過ぎ、出力容量が低下した蓄電池は、停電時に本装置を正しく動作させることができません。この場合、シャッターが閉鎖せず、防火区画の形成ができないため、被害が拡大する原因となります。

あける場合



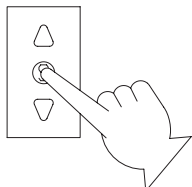
△ボタンを押してください。シャッターは開閉機にて巻き上げられ、まぐさ部分の調整位置で自動的にとまります。

しめる場合



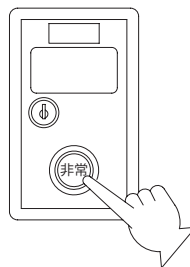
▽ボタンを押してください。開閉機によりシャッターは降下し、床面調整位置で自動的にとまります。

とめる場合

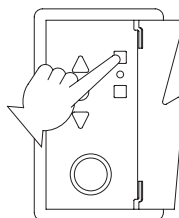


Ⓢボタンを押してください。シャッターは任意の位置でとまります。

防火・防煙防火シャッター用 手動閉鎖装置の操作



非常時にしめたいときは、押し抜きプレートを押抜いて、非常ボタン(赤色)を押してください。



復帰ボタンは、自動閉鎖装置を復帰させるものです。9ページを参照してください。

手動ハンドル式:あける場合

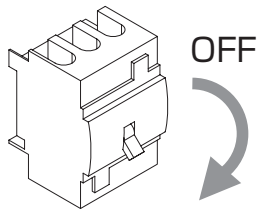
※TAD20は上部電動式で、TAK20は上部手動式を示します。

! 注意:下記の操作上、高所作業をとまなう場合は墜落・転倒に注意してください。

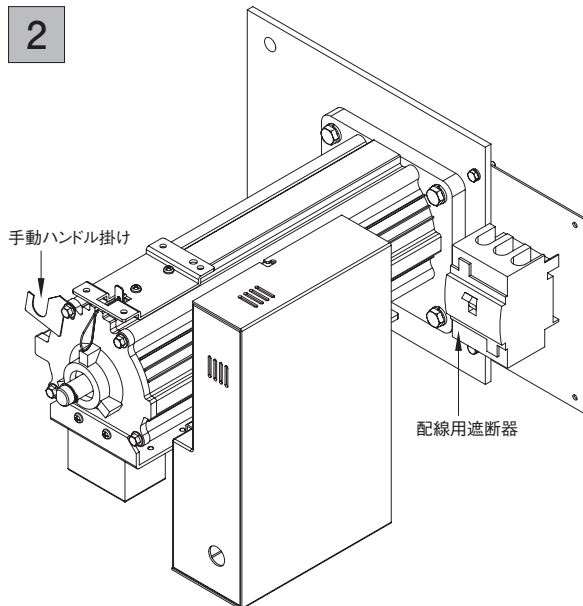
あける場合

1 **!** 注意

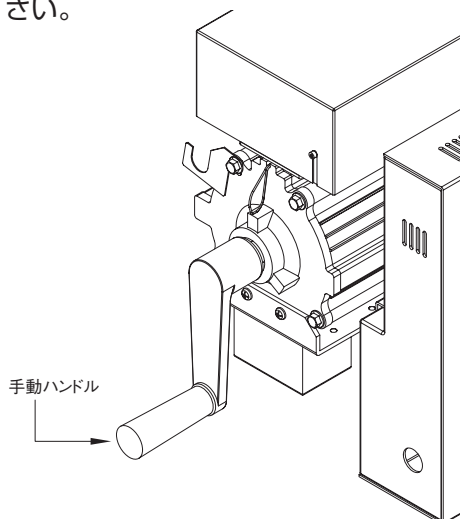
配線用遮断器を切ってください。
※上部手動の場合はありません。



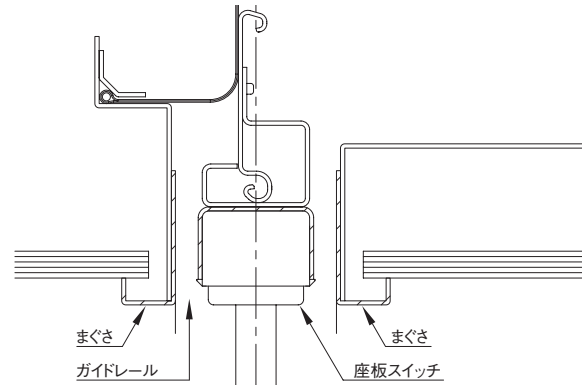
2



①手動ハンドルをハンドル軸に差込み、巻上げ方向ラベルに示す矢印の方向に回転させてください。



②シャッターが全開に近づいたら、まぐさより(5~10cm)下がった位置で手動ハンドルを止めてください。



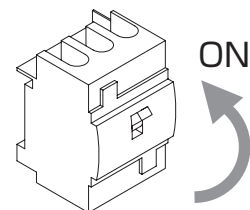
! 注意:シャッターの巻上げ過ぎは故障の原因になります。

3 **!** 注意

巻上げ後、手動ハンドルは所定の位置に戻してください。
(ハンドル軸に差し込んだままにしないでください。)

4 **!** 注意

配線用遮断器を入れてください。
※上部手動の場合はありません。



手動ハンドル式:あける場合

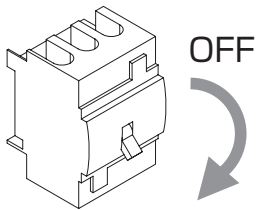
※TAD40は上部電動式で、TAK40は上部手動式を示します。

! 注意:下記の操作上、高所作業をとまなう場合は墜落・転倒に注意してください。

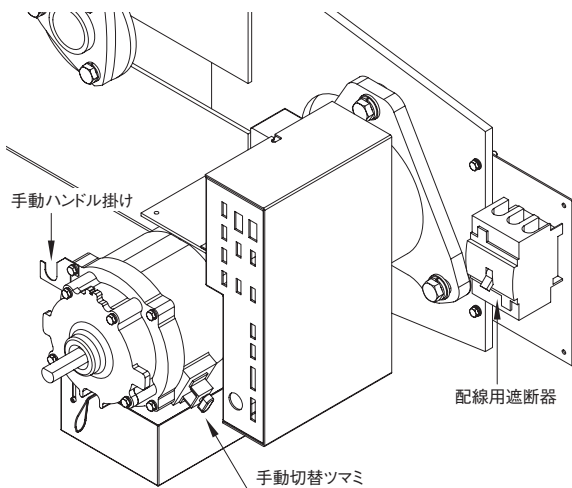
あける場合

1 **!** 注意

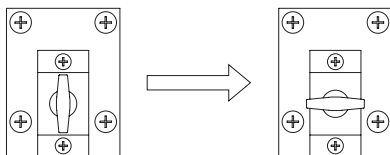
配線用遮断器を切ってください。
※上部手動の場合はありません。



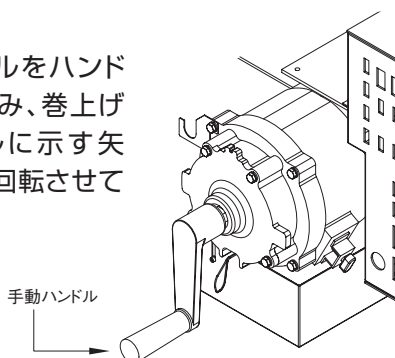
2



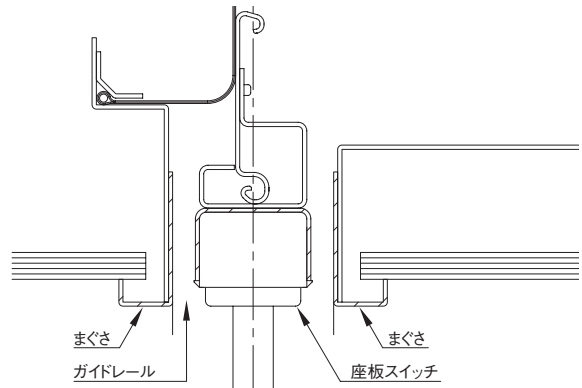
①手動切替ツマミを押しながらか回転させ、横向き(下図)にしてください。
※上部手動の場合はありません。



②手動ハンドルをハンドル軸に差込み、巻上げ方向ラベルに示す矢印の方向に回転させてください。

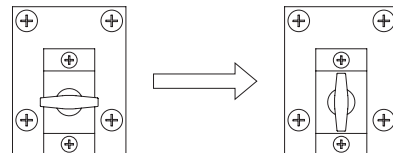


③シャッターが全開に近づいたら、まぐさより(5~10cm)下がった位置で手動ハンドルを止めてください。



! 注意:シャッターの巻上げ過ぎは故障の原因になります。

④巻上後、手動切替ツマミを元の位置に戻してください。(下図)
※上部手動の場合はありません。

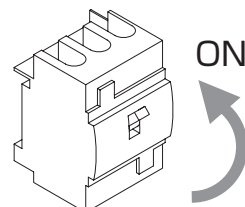


3 **!** 注意

巻上げ後、手動ハンドルは所定の位置に戻してください。(ハンドル軸に差し込んだままにしないでください。)

4 **!** 注意

配線用遮断器を入れてください。
※上部手動の場合はありません。



手動ハンドル式:あける場合

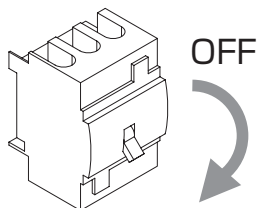
※TAD75は上部電動式で、TAK75は上部手動式を示します。

! 注意:下記の操作上、高所作業をとまう場合は墜落・転倒に注意してください。

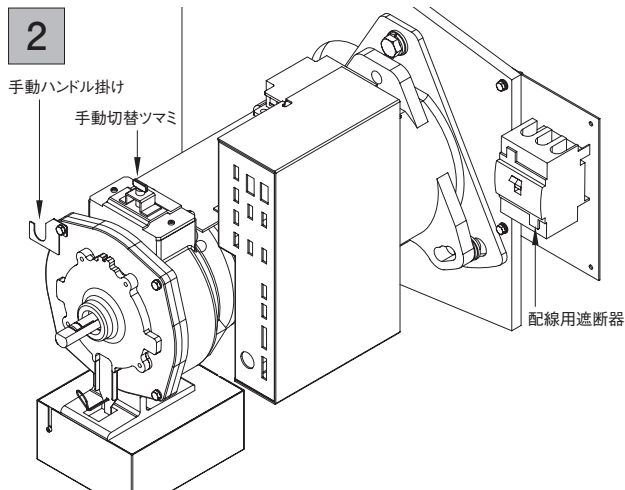
あける場合

1 **!** 注意

配線用遮断器を切ってください。
※上部手動の場合はありません。

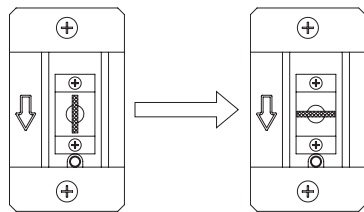


2

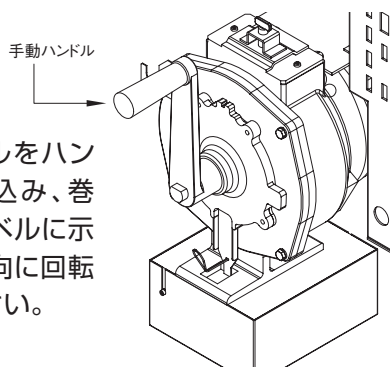


①手動切替ツマミを押しながら回転させ、横向き(下図)にしてください。

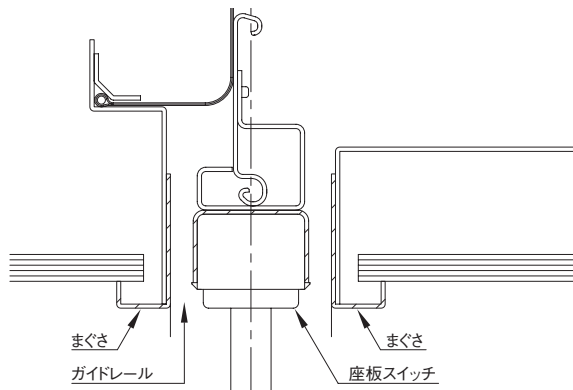
※上部手動の場合はありません。



②手動ハンドルをハンドル軸に差し込み、巻上げ方向ラベルに示す矢印の方向に回転させてください。



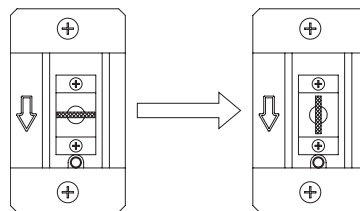
③シャッターが全開に近づいたら、まぐさより(5~10cm)下がった位置で手動ハンドルを止めてください。



! 注意:シャッターの巻上げ過ぎは故障の原因になります。

④巻上後、手動切替ツマミを元の位置に戻してください。(下図)

※上部手動の場合はありません。



3 **!** 注意

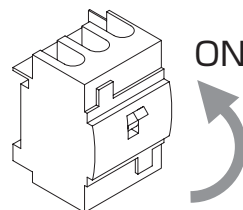
巻上げ後、手動ハンドルは所定の位置に戻してください。

(ハンドル軸に差し込んだままにしないでください。)

4 **!** 注意

配線用遮断器を入れてください。

※上部手動の場合はありません。



手動ハンドル式:しめる・とめる場合

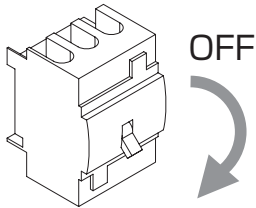
※TAD20・40・75は上部電動式で、TAK20・40・75は上部手動式を示します。

! 注意:下記の操作上、高所作業をとまなう場合は墜落・転倒に注意してください。

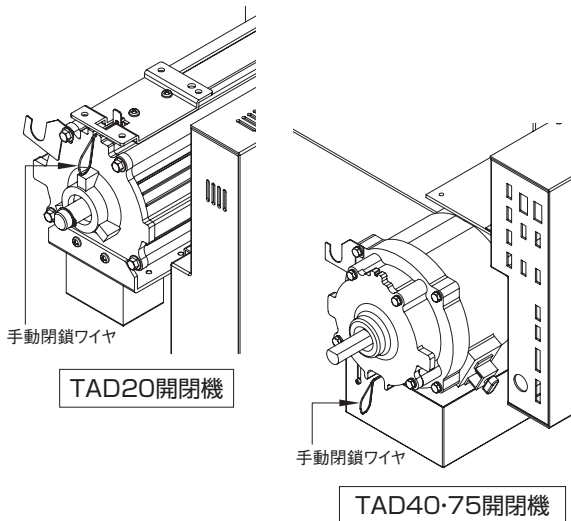
しめる場合

1 **!** 注意

配線用遮断器を切ってください。
※上部手動の場合はありません。

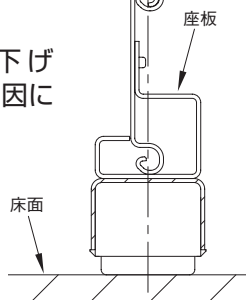


2 手動閉鎖ワイヤを引いてください。
ブレーキが解放されシャッターは自重にて降下します。(TAD20・40・75開閉機)



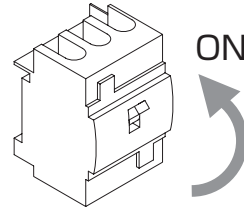
3 シャッターが床面に接したら、手動閉鎖ワイヤから手をはなしてください。
シャッターは止まります。

! 注意:シャッターの下げ過ぎは故障の原因になります。



4 **!** 注意

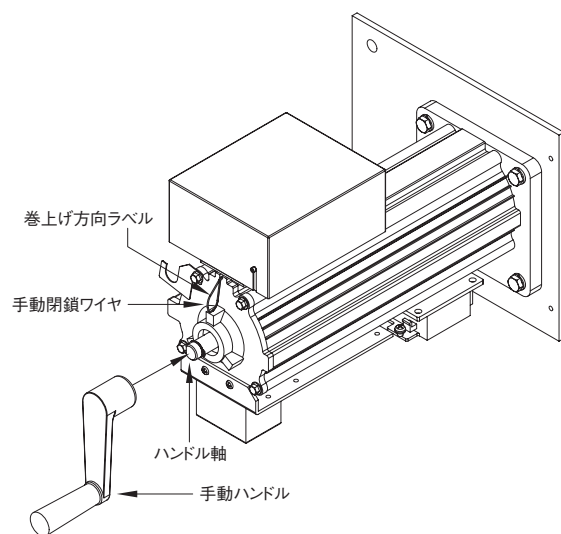
配線用遮断器を入れてください。
※上部手動の場合はありません。



とめる場合

1 降下しつつあるシャッターをとめる場合は、手動閉鎖ワイヤから手をはなしてください。
シャッターは、任意の位置で止まります。

TAK20・40・75開閉機 (手動ハンドル式の場合)



※配線用遮断器は付いてません。

手動チェーン式:あける場合

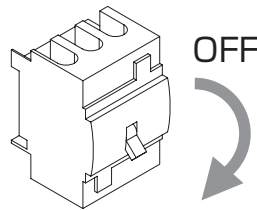
※TAD20・40・75は上部電動式で、TAK20・40・75は上部手動式を示します。

! 注意:下記の操作上、高所作業をとまなう場合は墜落・転倒に注意してください。

あける場合

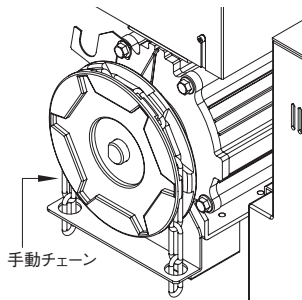
1 **!** 注意

配線用遮断器を切ってください。
※上部手動の場合はありません。



2

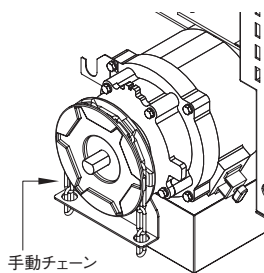
〈TAD20/TAK20 開閉機〉



TAD20開閉機

①手動チェーンを巻上げ方向ラベルに示す矢印の方向にチェーンを引きシャッターを静かに巻上げてください。

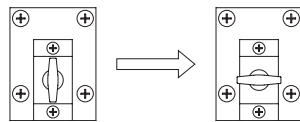
〈TAD40/TAK40 開閉機〉



TAD40開閉機

①手動ハンドルのあける場合と同様に手動切替つまみを押しながら回転させ、横向きにしてください。

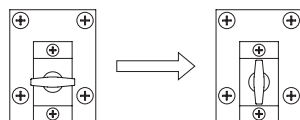
※上部手動の場合はありません。



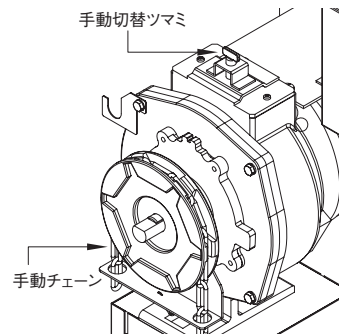
②手動チェーンを巻上げ方向ラベルに示す矢印の方向にチェーンを引きシャッターを静かに巻上げてください。

③巻上後、手動切替つまみを元の位置に戻してください。(下図)

※上部手動の場合はありません。



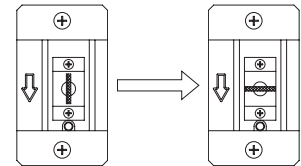
〈TAD75/TAK75 開閉機〉



①手動ハンドルのあける場合と同様に手動切替つまみを押しながら回転させ、横向きにしてください。

※上部手動の場合はありません。

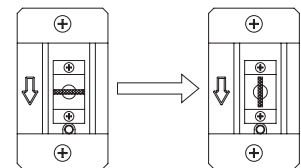
TAD75開閉機



②手動チェーンを巻上げ方向ラベルに示す矢印の方向にチェーンを引きシャッターを静かに巻上げてください。

③巻上後、手動切替つまみを元の位置に戻してください。(下図)

※上部手動の場合はありません。



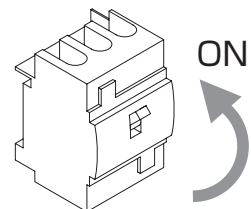
! 注意:シャッターの巻上げ過ぎは故障の原因になります。

3 **!** 注意

シャッターが全開したら、チェーンを必ず天井内またはケース内に格納してください。

4 **!** 注意

配線用遮断器を入れてください。
※上部手動の場合はありません。



手動チェーン式:しめる・とめる場合

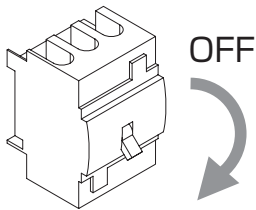
※TAD20・40・75は上部電動式で、TAK20・40・75は上部手動式を示します。

! 注意:下記の操作上、高所作業をとまなう場合は墜落・転倒に注意してください。

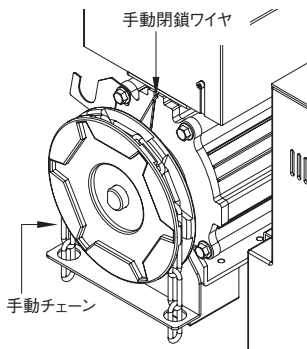
しめる場合

1 **!** 注意

配線用遮断器を切ってください。
※上部手動の場合はありません。



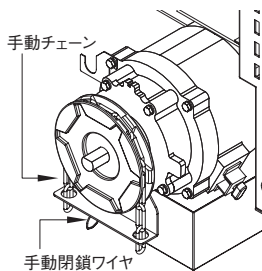
2 <TAD20/TAK20 開閉機>



①手動閉鎖ワイヤを引いてください。ブレーキが解放されシャッターは自重にて降下します。

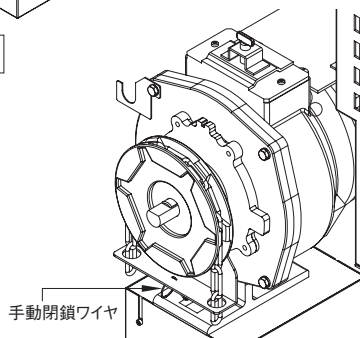
TAD20開閉機

<TAD40・75/TAK40・75 開閉機>



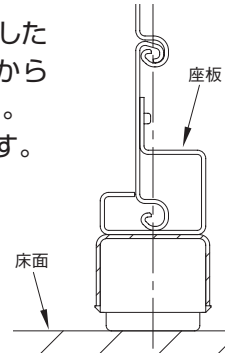
①手動閉鎖ワイヤを引いてください。ブレーキが解放されシャッターは自重にて降下します。

TAD40開閉機



TAD75開閉機

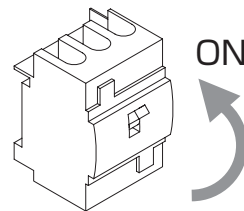
3 シャッターが床面に接したら、手動閉鎖ワイヤから手をはなしてください。シャッターは止まります。



! 注意:シャッターの下げ過ぎは故障の原因になります。

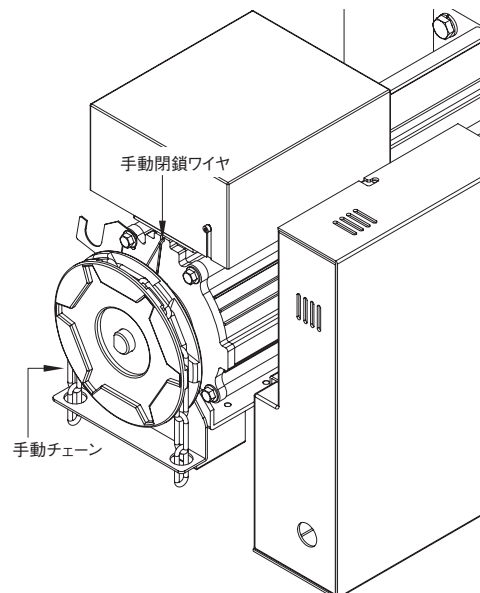
4 **!** 注意

配線用遮断器を入れてください。
※上部手動の場合はありません。



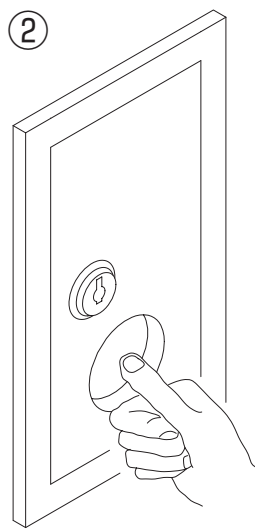
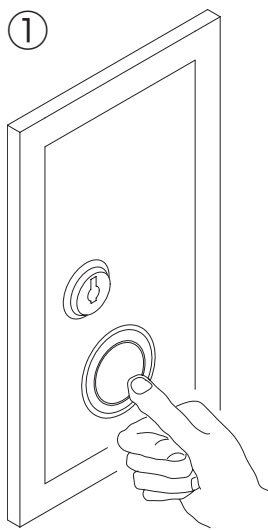
とめる場合

1 降下しつつあるシャッターをとめる場合は、手動閉鎖ワイヤから手をはなしてください。シャッターは、任意の位置で止まります。



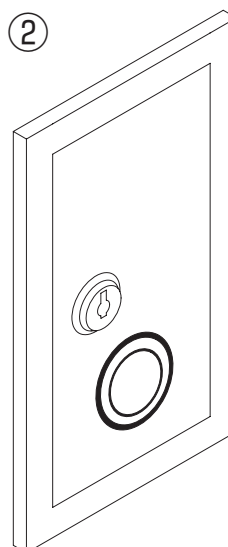
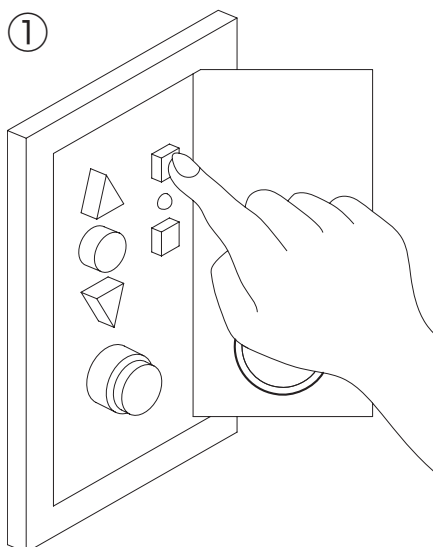
●非常時の閉鎖操作について

- ①手動閉鎖箱の押し抜きプレートを押し抜いてください。
- ②非常ボタン(赤色)を押すとシャッターが自重にて降下します。



●煙(熱)感知器から火災信号を受けてシャッターが降下した場合の復帰方法

- ①手動閉鎖箱の蓋を開けて、復旧スイッチを1秒以上押してください。尚、この場合は事前に連動制御器を復旧させてください。
- ②手動閉鎖箱の蓋を閉めてください。



5

ご使用上の注意(⚠警告)

次のような注意を守らないと、人身事故の原因となり、大変危険ですので絶対にやめください。

1

開閉操作する際、シャッターの下に人がいないことを確認してください。人がはさまれると、生命にかかわる事故になる場合があります。



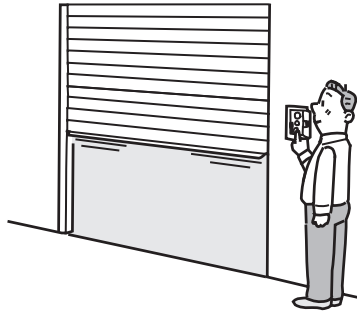
5

子供にはシャッターの操作はさせないでください。



2

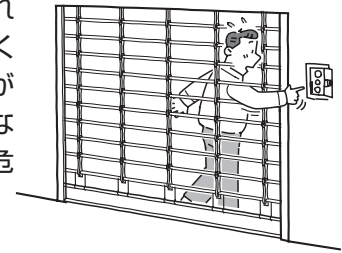
シャッターの開閉が終わるまで、押ボタンスイッチの場所から離れないでください。



6

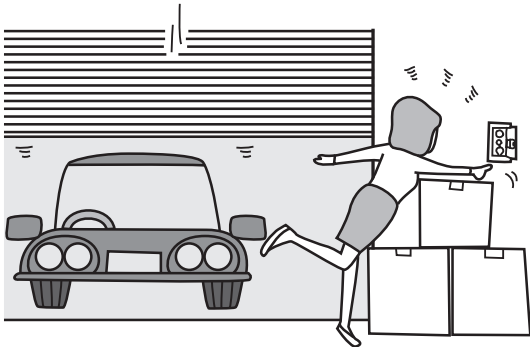
●電動グリルシャッターの場合

パイプの間に手をいれて開閉操作しないでください。シャッターが動いて腕が抜けなくなる恐れがあり大変危険です。



3

押ボタンスイッチは、すぐ手のとどく状態にしておいてください。



7

パイプにぶら下がったり、足をかけて上がらないでください。パイプが折れ落下する恐れがあり大変危険です。

8

電池やバッテリー等の交換は型式に該当する物を定められた期間内に交換してください。当社指定の純正部品以外を使用した場合、十分な性能や安全性が保たれない可能性がありますので、純正部品をご使用ください。

4

点検口を開け、電気部品等に手を触れないでください。大変危険です。故障の時は、弊社にご連絡ください。



6

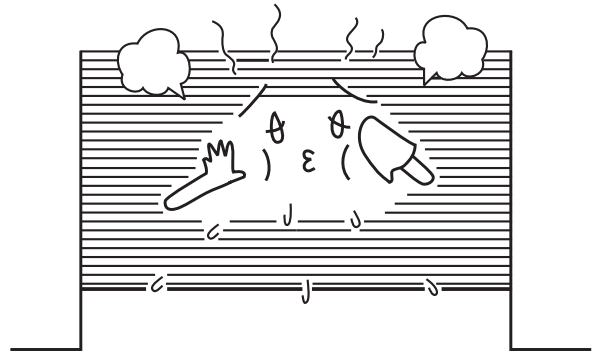
ご使用上の注意(⚠警告)

次のような使い方をしますと、人身事故又は器物破損の原因となりますのでおやめください。

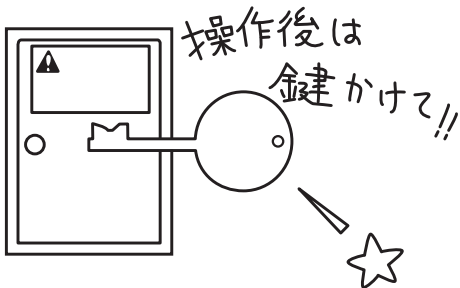
- 1 シャッターの下に物を置かないでください。品物が破損する恐れがあり、またシャッターの故障原因となります。



- 4 連続してシャッターを5分以上作動させないでください。



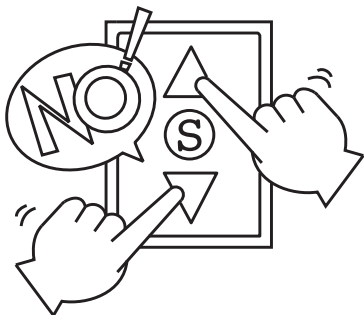
- 2 シャッターの操作後、押ボタンスイッチの鍵は必ず掛けてください。



- 5 火災時に備えて、夜間はシャッター・防火ドア等はしめるように心掛けてください。



- 3 開閉中のシャッターを逆方向へ操作するときは、必ずⓈボタンを押してください。また、△(あける)、▽(しめる)のボタンを同時に押しますと故障の原因になります。



- 6 避難扉(防火ドア)の回転範囲内に商品等の物がないことを確認してください。

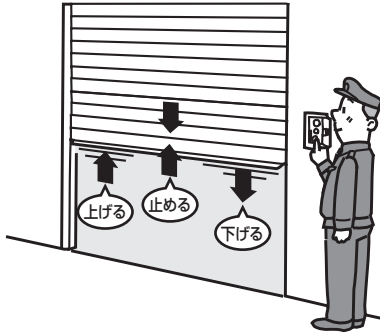


7

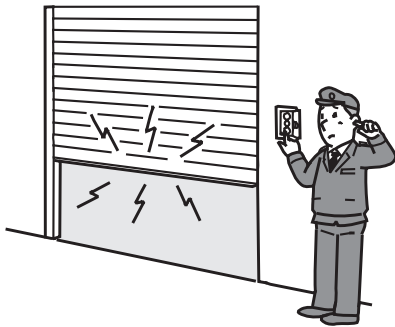
ご使用上のお願い

自主点検(日常点検)

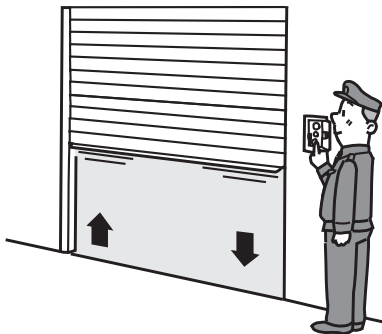
- 1 あける・とめる・しめることが正常であることを確認してください。



- 2 異常音が発生していないか確認してください。



- 3 常時使用しないシャッターでも、月に数回点検を行ってください。



- 4 シャッターの外観上、へこみ、ひずみ等の変形がないか確認してください。



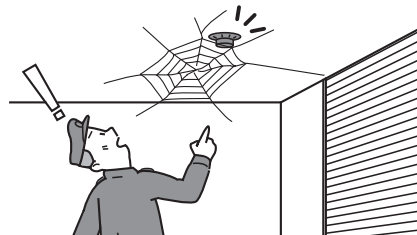
- 5 シャッターの降下ライン上に、商品等のものがないことを確認してください。



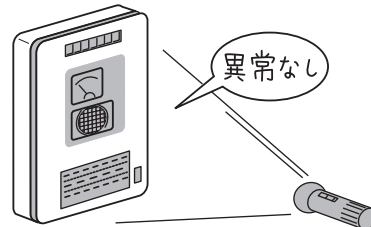
- 6 非常時に備えて、シャッターの操作専任者以外の方にも、操作方法を説明し習得させてください。



- 7 煙感知器・熱感知器は、しっかり固定されているか。また、ほこり等による汚れがないかを確認してください。



- 8 連動制御器等の各種表示・メーターの指示に異常がないか確認してください。



- 9 スラット・座板・ガイドレールやケース等の表面にほこり・塩分等がついたまま放置しますと、サビが発生する原因になりますので定期的に清掃してください。防錆塗装を施してある部分は、塗膜維持のため、定期的に再塗装を心掛けてください。

定期点検のおすすめ

◎シャッターは、用途上「管理用シャッター」と「防煙・防火シャッター」に大別されます。「管理用シャッター」は、日常開閉を行う出入口等に設置されているもので、「防煙・防火シャッター」は、火災時に備えた防災の役割で設置されているものです。いずれのシャッターも開閉したい時に確実に作動することが前提であり、この機能を維持していくことが大切です。

◎そのためには、「日常の正しい取扱い」と「自主点検」が大切ですが、さらに専門メーカーによる「定期点検」を行うことが必要となります。

◎「定期点検」は、それぞれのシャッターのある時点での状態を点検し、より良い状態での維持管理に必要な情報等を報告するものです。この結果にもとづき、必要な場合は修理等を実施していくこととなります。

◎適切な定期点検を怠りますと、次の危険や問題が発生することがあります。

①火災時に自動的に閉鎖せず、延焼が拡大し、大切な財産が失われ、最悪の場合には煙や炎で人命が失われることもあります。

②部材の摩耗・劣化・変形等によりシャッターが落下し、生命にかかわる人身事故につながる恐れがあります。

③故障の場合、修理費が増大したり修理期間が長引く恐れがあります。

④通常のシャッターは、一日に1～2回の頻度を想定して設計されています。駐車場の出入口等で開閉頻度が多い場合は、部材の摩耗・劣化が早いので事故につながる恐れがあります。

◎民法や建築基準法・消防法により、建物の所有者等に対して適正な維持管理が義務づけられております。

商品保証について

本書は、当社の製品に関し、ここに記載の保証期間、保証内容の範囲において無料修理を行うことをお約束するものです。保証期間中に故障・損傷などの不具合(以下「不具合」といいます)が発生した場合には、お取り扱いの施工店様、工務店様、販売店様又は当社支店・営業所に修理をご依頼ください。

保証期間

施工者よりの引き渡し日(注1、注2)から2年間とします。

(注1)改修工事の場合は、改修部分の工事完了の日とします。

(注2)分譲住宅(建売住宅)・分譲マンションの場合は、建築主様への引き渡し日とします。

保証内容

取扱説明書、ラベルその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に不具合が発生した場合には、下記に例示する免責事項を除き無料修理いたします。なお、強風時に雨水が侵入することがありますが、これは製品上の特性であり不具合ではありません。

免責事項

保証期間内でも、次の様な場合には有料修理となります。

①天災その他の不可抗力(例えば、暴風、豪雨、高潮、津波、地震、噴火、落雷、洪水、地盤沈下、火災など)により、商品の性能を超える事態が発生した場合の不具合

②自然現象や使用環境に起因する不具合(例えば、結露・凍結、風による振動・共鳴音など)

③環境が悪い地域や場所での腐食またはその他の不具合(例えば、海岸地帯での塩害による腐食。大気中の砂塵・煤煙・各種金属粉・亜硫酸ガス・アンモニア・車の排気ガスなどが付着しておきる腐食。異常な高温・低温・多湿による不具合など)

④表示された商品の性能を超えたことに起因する不具合(例えば、カタログなどに記載された耐風圧以上の風圧に起因するものなど)

⑤建築躯体の変形など商品以外の不具合に起因する商品の不具合

⑥本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合、または使用目的と異なる使用方法による場合の不具合

⑦当社の手配によらない第三者の加工、組み立て、施工、管理、修理、改造、メンテナンスなどに起因する不具合(例えば、海砂や急結材を使用したモルタルによる腐食。中性洗剤以外のクリーニング剤を使用したことによる変色や腐食。工事中の養生不良による変色や腐食など)

⑧お客様自身の組み立て、取り付け、修理、改造(必要部品の取り外しを含む)に起因する不具合

⑨引き渡し後の操作誤り、または適切な維持管理を行わなかったことによる不具合

⑩使用に伴う接触部分の摩耗・傷、塗装の剥離や時間経過による塗装の退色、樹脂部品の変質・変色、めっきの劣化またはこれらに伴う錆などの不具合

⑪実用化されている科学や技術では、予測することや予防することが不可能な現象またはこれが原因で生じた不具合

⑫犬、猫、鳥、鼠、昆虫、ゴキブリ、蜘蛛などの小動物の害による不具合

⑬機能上支障のない音、振動などの感覚的現象

⑭犯罪などの不法な行為に起因する破損や不具合

※保証期間経過後の修理、交換などは有料とします。

※本書によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理、その他についてご不明の場合は、最寄りの支店・営業所にお問い合わせください。尚、機能・性能及び安全性を維持する為に、専門技術者による点検が必要です。つきましては弊社との定期点検契約をおすすめします。

※いつまでも快適にご使用いただくために、メーカーによる定期的な点検をお申し付けください。

■品質向上を目的に設計仕様を変更する場合があります。

株式会社 LIXIL 鈴木シャッター

本社 ☎170-0005 東京都豊島区南大塚1-1-4 ☎(03)3944-1111

LIXILグループ

●当社は、当社商品のユーザー様及び流通業者様等の皆様の個人情報を商品納入にあたって取得し、将来にわたる品質保証、メンテナンスその他の目的のために利用致します。当社の個人情報の取り扱いについて詳しくは当社ホームページの『プライバシーポリシー』をご覧ください。

LIXIL 鈴木シャッター インターネットホームページ

<http://www.lixil-suzuki.co.jp/>

●全国に展開する販売網

《24時間フルタイムメンテナンス・サービス》

●札幌 ☎(011)223-8311
●仙台 ☎(022)237-2281
●新潟 ☎(025)382-8420
●水戸 ☎(029)309-5300
●埼玉 ☎(048)662-7627
●千葉 ☎(043)246-9325

●東京 ☎(03)3944-1121
●大森 ☎(03)3766-3251
●立川 ☎(042)525-9117
●川崎 ☎(044)211-7810
●横浜 ☎(045)641-7066
●厚木 ☎(046)296-5510

●静岡 ☎(054)254-2641
●豊田 ☎(0565)28-0770
●名古屋 ☎(052)571-3311
●北陸 ☎(076)265-5135
●京都 ☎(075)691-1811
●大阪 ☎(06)6956-6221

●神戸 ☎(078)651-5520
●岡山 ☎(086)270-2588
●中四国 ☎(082)250-5633
●松山 ☎(089)975-3230
●北九州 ☎(093)521-1427
●九州 ☎(092)291-9175

●大分 ☎(097)567-7760
●熊本 ☎(096)334-5370
●鹿児島 ☎(099)248-6636
●那覇 ☎(098)862-9772